平成２９年（フ）第１２８号
名古屋市港区善進本町437番地　イレブン201号、従前の住所愛知県岡崎市稲熊町字６丁目144番地７
破産者　浅井　寿隆
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１３号
神戸市兵庫区中道通３丁目４番21号　マリス神戸105、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町大窪1809番地の１
破産者　德丸　達也
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１号
兵庫県明石市魚住町鴨池３番地の４　第２岸田マンション102号、住民票上の住所神戸市西区岩岡町野中1232番地
破産者　清川　能之
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
兵庫県高砂市高砂町浜田町２丁目15番19号
破産者　野村　政美
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４４１号
兵庫県姫路市西八代町３－33、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿981番地１
破産者　永田　茂也
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木1048番地　カンタベリー103号室
破産者　東根喜代子
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１２号
兵庫県姫路市梅ケ谷町２番17－212号　グリーンハイツ梅ヶ谷、従前の住所兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16　アーバンコンフォート617
破産者　土佐　雅士
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２９号
兵庫県姫路市野里慶雲寺前町１番３－121号　おおひハイツ、従前の住所兵庫県姫路市地内町１番地３
破産者　特選和牛の店こと岡本精肉店こと安積精肉店肉安こと安積精肉店こと　岡本　裕次
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８３６号
広島市中区南吉島２丁目３番28－405号
破産者　小山田　修
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５号
広島市安芸区矢野東７丁目47番３号
破産者　リユース青い鳥こと　梅田真由美
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８号
広島県三原市宮浦３丁目27－23　スリーマンション101号室、住民票上の住所広島市東区中山新町３丁目23番26号
破産者　小田　　忠
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５６号
高知市朝倉丁764番地　ヒポハウスⅡ－12号
破産者　蕨川　健一
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５８号
高知市仁井田821番地12
破産者　小松　武宏
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０１号
高知市神田212番地６
破産者　堅田　春加
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０８号
高知県南国市篠原982番地４
破産者　武田　哲也
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９２号
沖縄県中頭郡中城村字津覇1391番地１　２Ｆ
破産者　東恩納盛信
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３８号
函館市湯川町２丁目41番８号
破産者　奥川　裕之
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８４号
釧路市美原１丁目52番２号、破産手続開始決定時の住所北海道釧路郡釧路町雁来２番地48
破産者　安済　光秀
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第８号
北海道斜里郡斜里町字ウトロ香川207番地　知床ハイツ　Ａ－22、破産手続開始決定時の住所北海道北見市とん田西町210番地59　コーポアルトⅡ　202号
破産者　食彩キッチン香川ことらぁめん華々こと　香川　道宏
１　決定年月日　平成29年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係